

# 府中市発注工事における技術者等の適正配置について

令和5年1月1日 一部改正

府中市が発注する建設工事における技術者等の配置基準は次のとおりとします。  
この基準を遵守のうえ、適正な施工を行ってください。

## 第1 建設業法で必要とする技術者等

### 1 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため置かれている者で、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいい、事業主体と継続的な雇用関係を有し、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

府中市では、次の条件を満たす場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができることとします。（現場代理人は不可）

- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

## 2 建設工事の現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有し、工事の施工の技術上の監理を行う者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

### （1）主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

## (2) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

（ただし、入札公告等で工事現場に監理技術者の配置を求めている場合は、請負代金にかかわらず監理技術者を配置することが必要です。）

## (3) 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）

公共性のある工作物に関する請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

（ただし、入札公告等で工事現場に技術者の専任を求めている場合は、請負代金にかかわらず技術者を専任で配置することが必要です。）

### ◆建設業法における技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業(7業種)			指定建設業以外(左以外の21業種)		
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業所に必要な技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者
元請工事における下請総額	4,500万円以上 ※1	4,500万円未満 ※1	4,500万円以上は契約できない ※1	4,500万円以上 ※1	4,500万円未満 ※1	4,500万円以上は契約できない ※1
工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者	主任技術者	
技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①国家資格者 ②実務経験者	
技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,000万円(※2)以上となる工事					
監理技術者資格者証の必要性	国、公共団体等発注の場合は必要		必要なし	国、公共団体等発注の場合は必要		必要なし
監理技術者講習受講の必要性	必要		必要なし	必要		必要なし

※1 建築一式工事の場合：7,000万円

※2 建築一式工事の場合：8,000万円

### ◆営業所における専任技術者及び工事現場における監理技術者等の資格要件

営業所	工事現場	資格要件
専任の建設技術者における	主任技術者	1) 実務経験者 ① 高等学校(旧実業高校を含む。) 指定学科卒業後5年以上 ② 高等専門学校(旧専門学校を含む。) 指定学科卒業後3年以上 ③ 大学(旧大学を含む。) 指定学科卒業後3年以上 ④ 上記以外の学歴の 10年以上 実務経験を有するもの 2) 国家資格者 3) 1)と同等以上と認められるもの
	監理技術者	指定建設業以外 1) 1級国家資格者 2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負代金が4,500万円以上(平成6年12月28日以前の工事については、3,000万円以上、昭和59年10月1日以前の工事については、1,500万円以上)のものに関して2年以上の指導監督的な実務経験を有するもの 3) 1)又は2)と同等以上と認められるもの 指定建設業 1) 1級国家資格者 2) 大臣認定者 特定の者について、大臣による特別講習を行い、認定者は1級国家資格者と同等以上の者として認められるもの 3) 1)と同等以上と認められるもの

#### (4) 技術者の専任配置を要しない工事

府中市では、請負金額が500万円以上4,000万円未満（建築一式工事の場合は500万円以上8,000万円未満）の工事において、同じ技術者が兼務できる件数を3件（※）としています。ただし、入札公告等で工事現場に技術者の専任を求めている場合は、請負代金にかかわらず技術者を専任で配置することが必要です。

※主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計件数とする。

#### (5) 主任技術者から監理技術者への変更（監理技術者制度運用マニュアル）

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

#### (6) 監理技術者等の途中変更（監理技術者制度運用マニュアル）

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者の工事途中の交代は原則認められませんが、府中市において、下記の条件を満たす場合には途中変更を認めるものとします。

##### ◆請負代金額が4,000万円（建築一式は8,000万円）未満の工事

（入札公告で配置予定技術者の工事経験を求める場合は除く）

- ①交代の時期が工程上一定の区切りと市が認めること。
- ②交代前後における技術者の技術力が同等（公告条件等に適合している等）以上に確保されること。
- ③一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

##### ◆請負代金額が4,000万円（建築一式は8,000万円）以上の工事及び入札公告で配置予定技術者の工事経験を求める工事

- ①交代の時期が工程上一定の区切りと市が認めること。
- ②交代前後における技術者の技術力が同等（公告条件等に適合している等）以上に確保されること。
- ③一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。
- ④次のいずれかに該当する場合
  - ア 死亡（受注者からの通知があった場合）
  - イ 病休（該当技術者の病状が確認できる診断書等の資料の提出があった場合）
  - ウ 退職（該当技術者の退職が確認できる書類の提出があった場合）
  - エ 受注者の責めによらない理由による長期の工事中止
  - オ 受注者の責めによらない理由による大幅な工事内容変更による工期延長
  - カ 市が特にやむを得ないと判断する場合

#### (7) 専門技術者（建設業法第26条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に置かな

ければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

### 3 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

建設業法では、請負契約の履行に関し、受注者が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格等については、規定されていません。

しかし、府中市では、工事請負契約書及び建設工事における技術者等の配置に関する運用基準等により、現場代理人について、以下の条件を規定しています。

#### （1）現場代理人に工事現場の常駐を求めており、他の工事と兼務できないこと。

建設工事請負契約約款第10条第2項

現場代理人は、この契約の履行に関し、**工事現場に常駐**し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

#### （2）現場代理人に受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めていること。

建設工事における技術者等の配置に関する基準第2条第6項

現場代理人は、受注者との**直接的かつ恒常的な雇用関係にある**ものから選任し、配置しなければならない。

建設工事における技術者等の配置に関する基準第3条第6項

主任技術者等は、受注者との**直接的かつ恒常的な雇用関係にある**ものから選任し、配置しなければならない。

ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

#### （3）工事現場における現場代理人の常駐を要しないこととすることができる場合

建設工事請負契約約款第10条第3項

発注者は、前項の規定にかかわらず、**現場代理人の工事現場における運営取締り及び権限の行使に支障がなく**、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

府中市の工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営取締り及び権限の行使に支障がない場合」は、以下の条件のいずれかを満足する場合に限ります。

- 1 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障のない場合
  - （1）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - （2）工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
  - （3）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場における作業等が行われていない期間
- 2 現場代理人の工事における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとして、現場代理人が複数の工事現場に従事することを府中市が認める場合
- (1) 1に規定する場合
- (2) 発注する請負代金額が4,000万円未満の工事で、次の要件を全て満たす場合には、現場代理人を3件まで兼務することができる。ただし、契約金額が130万円未満の工事については、件数の制限はなしとする。※1
- ア 兼務しようとする工事は、全て府中市の発注であること。ただし、施工場所が府中市内の広島県発注工事については、広島県が現場代理人の兼務を承認する場合は、兼務を認めるものとする。
- イ 既に契約を締結している工事の契約金額が、いずれも4,000万円未満であること。ただし、同一の場所または近接した場所において施工する工事のうち、府中市が「近接工事」と指定する工事の場合は、この限りではない。
- ウ 兼任させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- エ 特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない記載がある工事でないこと。
- オ 監督員の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- カ 低入札価格調査工事でないこと。
- (3) 前号本文の規定にかかわらず、府中市が発注する契約金額が500万円以上4,000万円未満の工事において、前号ア～オの要件を全て満たす場合には、現場代理人又は主任技術者として従事できる件数は3件までとする。
- (4) 前2号の規定にかかわらず、工事を担当する課長が、工事の内容、工事の現場の条件等に鑑み、兼務が困難と判断したときは、兼務を認めないものとする。

ただし、現場代理人が工事現場を離れる期間を明確にし、その間の、現場の安全確保、緊急時の連絡体制などを工事打合せ簿等で明確にしなければなりません。

※1 「現場代理人兼務届出書」の提出が必要です。

#### (4) 現場代理人の途中変更

現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営等を行うことから、府中市では請負契約の適正な履行を確保するために、現場代理人の変更は原則認めません。

ただし、下記の条件を満たす場合には、あらかじめ協議のうえ途中変更を認めます。

- ① 死亡（受注者からの通知があった場合）
- ② 病休（該当者の病状が確認できる診断書等の資料の提出があった場合）
- ③ 退職（該当技術者の退職が確認できる書類の提出があった場合）
- ④ 受注者の責めによらない理由による長期の工事中止
- ⑤ 受注者の責めによらない理由による大幅な工事内容変更による工期延長
- ⑥ 市が工事の内容、工事現場の条件を鑑み、工程上一定の区切りであり、且つ、一定期間の重複配置等により、工事の適正な履行が確保されると判断する場合
- ⑦ 市が特にやむを得ないと判断する場合

## 4 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等（主任技術者及び監理技術者）については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する現場代理人及び主任技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。

ここで、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札＝開札日の前日

指名競争入札＝入札執行日

随意契約＝見積書提出日

## ※現場代理人の兼務と主任技術者等の配置について（例示）

現場代理人：請負金額4,000万円未満の場合に3件まで兼務することができる。ただし、130万円未満の場合は兼務の件数制限はなし。

主任技術者：請負金額4,000万円未満の場合に3件まで兼務することができる。ただし、500万円未満の場合は兼務の件数制限はなし。

※上記の兼務制限の件数にかかわらず、500万円以上4,000万円未満の工事については、現場代理人又は主任技術者として配置される工事（現場代理人と主任技術者を兼務している場合も含む。）の件数は3件までとする。

- ・ここでは、Y、Zとも有資格者であると想定し、左から右に契約をすると仮定する。
- ・次のパターンは、それぞれの工事とY、Zの保有資格が適合していることを前提としている。

### ◆すべて130万円未満の場合

A工事		B工事		C工事		D工事	
請負金額: 80万円		請負金額: 100万円		請負金額: 110万円		請負金額: 50万円	
現場代理人	Yさん	現場代理人	○	現場代理人	○	現場代理人	○
主任技術者	Yさん	主任技術者	○	主任技術者	○	主任技術者	○

### ◆すべて130万円以上500万円未満場合

E工事		F工事		G工事		H工事	
① 請負金額: 300万円		請負金額: 400万円		請負金額: 200万円		請負金額: 250万円	
現場代理人	Yさん	② 現場代理人	○	③ 現場代理人	○	④ 現場代理人	× ※1
主任技術者	Yさん	主任技術者	○	主任技術者	○	主任技術者	○

※1: すでに130万円以上の工事の現場代理人を3件兼務しているため兼務不可

### ◆すべて500万円未満の場合

E工事		F工事		D工事		G工事	
① 請負金額: 300万円		請負金額: 400万円		請負金額: 50万円		請負金額: 200万円	
現場代理人	Yさん	② 現場代理人	○	現場代理人	○	③ 現場代理人	○ ※2
主任技術者	Yさん	主任技術者	○	主任技術者	○	主任技術者	○

※2: 130万以上の工事が3件目なので兼務可能

### ◆500万円を超える場合

I工事		J工事		K工事		L工事	
① 請負金額: 500万円		請負金額: 600万円		請負金額: 700万円		請負金額: 800万円	
現場代理人	Yさん	② 現場代理人	○	現場代理人	○	③ 現場代理人	× ※3
主任技術者	Zさん	主任技術者	○	主任技術者	○	主任技術者	×

※3: すでに500万円以上の工事に現場代理人又は主任技術者として3件兼務しているため兼務不可

I工事		J工事		K工事		G工事	
① 請負金額: 500万円		請負金額: 600万円		請負金額: 700万円		請負金額: 200万円	
現場代理人	Yさん	② 現場代理人	○	現場代理人	○	③ 現場代理人	× ※1
主任技術者	Yさん	主任技術者	○	主任技術者	○	主任技術者	○

I工事		J工事		K工事		B工事	
① 請負金額: 500万円		請負金額: 600万円		請負金額: 700万円		請負金額: 100万円	
現場代理人	Yさん	② 現場代理人	○	現場代理人	○	③ 現場代理人	○
主任技術者	Yさん	主任技術者	○	主任技術者	○	主任技術者	○

(手持ち工事)